

加古川市地域公共交通計画策定調査業務委託 仕様書

本仕様書は、「加古川市地域公共交通計画策定調査業務」（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

1 目的

本業務は、「加古川市地域公共交通プラン（地域公共交通網形成計画）」の計画期間（平成29年度から令和8年度まで）が満了することを踏まえ、現行計画に位置付けられた事業の成果等を分析した総括的な事後評価と次期地域公共交通計画の策定に向けた基礎調査を実施し、加古川市の現状と課題の整理や、令和9年度を初年度とする地域公共交通計画の方向性を検討する目的で実施するものである。

2 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

3 業務内容

(1) 加古川市における交通の現状と課題の整理

① 交通関連データの収集・整理

人口や高齢化率の推移、鉄道・路線バス・タクシー・コミュニティ交通等の利用者数の経年変化や地域別の利用状況など統計データを整理する。

② アンケート調査の企画・実施

統計データや既存調査データだけでは把握できない詳細な交通現状を把握するため、アンケート調査の企画・実施・回収・集計を行う。

※アンケート調査内容について提案すること。

③ 人の動きの把握

②のアンケート調査結果に加えて、令和3年近畿圏パーソントリップ調査結果を用いて、利用交通手段別OD流動等を集計することで市内の人の動きを把握し、地域公共交通検討のための基礎資料とする。

④ 公共交通をとりまく課題の抽出

以上の整理・集計した内容を受けて、現行計画以降の社会潮流の変化も踏まえて加古川市の交通特性や公共交通に関する課題を分析し、公共交通の現状と課題を整理する。

(2) 地域公共交通計画の基本方針の検討

① 既存バス路線の評価

加古川市が行政補助をしている路線バス、かこバス、かこバスミニ、上荘くるりん号、

チョイソコかこがわに加え、補助していない路線バスも評価対象とし、系統単位で評価を実施する。また、路線バスの停留所及びルート情報について GIS で整理し、Shape 形式のデータを作成すること。GIS エンジンには ArcGIS Pro (ESRI 社) と連携できるようにすること。

② 公共交通を必要としている人の移動の把握

望ましい地域公共交通のあり方を検討するにあたり、公共交通需要を把握するため、アンケート調査結果及び令和 3 年近畿圏パーソントリップ調査結果等を用いて、公共交通を必要としている人を抽出した上で、様々な属性における人の流動を分析する。

③ 地域公共交通計画の基本理念・基本方針の検討

加古川市における公共交通の現状と課題や既存バス路線の評価結果及び公共交通を必要としている人の移動状況から、移動需要や課題を把握するとともに、他の関連計画との整合やまちづくりの観点も踏まえて、加古川市の公共交通の将来像や基本理念・基本方針を検討する。

(3) 地域公共交通活性化協議会（以下「活性化協議会」という。）の支援

会議（3 回を予定）の開催に係る資料及び会議録を作成するとともに、必要に応じて活性化協議会と会議の事前調整を行う。なお、委員報償費、旅費は本業務に含まない。

(4) 報告書の作成

上記で検討した内容を整理し、報告書を作成する。

(5) 打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時、中間時、成果品納品時の計 3 回程度とし、業務着手時及び成果品納品時には、管理責任者が立ち会うものとする。なお、業務の進捗報告は適宜行うものとする。

4 届出等

受託者は、業務の着手及び完了に際し、次の書類を提出し承認を受けること。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務計画書
- (3) 業務工程表
- (4) 管理責任者及び担当者届
- (5) 管理責任者経歴書及び担当者経歴書
- (6) 業務完了届
- (7) その他活性化協議会が指示する書類

5 成果品

- | | |
|------------------|-----|
| (1) 報告書 | 3 部 |
| (2) アンケート調査・分析結果 | 3 部 |

(3) 上記各成果品のデジタルデータ 一式

(4) 業務に係る収集データや集計データ等のデジタルデータ 一式

※なお、電子データは原則、Windows Microsoft office Word、Excel または PowerPoint 形式とするが、(2)①で GIS を使用して作成したデータは Shape 形式とする。

6 検査

受託者は業務完了後、活性化協議会の検査を受けるものとする。

本業務は、検査の合格を持って完了とするが、納品後、成果品の記入事項の脱漏、不備または錯誤が発見された場合は、受託者は責任をもって速やかに訂正するものとする。

7 業務履行にあたっての留意事項

(1) 受託者は、活性化協議会との連絡を密にし、十分な協議のうえ効率的に本業務を進められるよう留意すること。

(2) 本業務の履行にあたり疑義が生じた場合は、その都度活性化協議会と協議し、指示に従うものとする。

(3) 成果品及び作業工程における書類等に対する一切の権利は、全て活性化協議会に帰属する。また、これら成果品等の第三者への提供や内容の記載については、活性化協議会の承諾を必要とする。

(4) 加古川市及び活性化協議会が貸与する資料は、業務終了後速やかに返却すること。

(5) 受託者は、本業務の履行に際し、関係法令・規則・指針・要領等を遵守すること。

(6) 受託者は、業務により知り得た情報について守秘義務を負うこと。

(7) 委託料は、業務完了後に支払うものとする。

以 上